

意見番号8 資料

※ 久喜市手話言語条例（案）の市民意見提出制度（パブリック・コメント）に基づき、市民の方から応募されたものです。

手話言語条例（私案）

（前文）

市民は手話を正当の言語として市全域にわたり協和による人間相互の信頼を構築し、手話の崇高な理念を深く自覚し理解し、聴覚障害者の未来永劫不変の原理として、その権利をここに制定する。

（目的）

第一条

地域社会において必要な情報を、必要な時、必要量、円滑に入手 伝達出来る手話環境を構築し、もって聴覚障害者が等しく基本的人権に基づくかけがえのない個人として尊重され、日常生活及び社会生活を営むための円滑なコミュニケーションを図り、言語差別のない社会参加、経済参加、文化参加、その他あらゆる分野の手話言語機会を確保されること、その他これに関連する一切の行為を目的とする。

（定義）

第二条

手話言語とは手指の動き、感情を使い視覚的に表現する言語であり原則として日本手話を基本とする。

（基本理念）

第三条

全ての市民は等しく聴覚障害者の享有する基本的人権と個人の尊厳を基に手話言語により社会参加、経済参加、文化参加、その他あらゆる分野に分け隔てなく参加し、自立し日常生活、社会生活を安心して暮らせる共生地域社会の実現に寄与することを理念とする。

（市の責務）

第四条

市は聴覚障害者が手話言語によって自立し安全且つ安心して日常生活及び社会生活が営めるよう関係機関と連携協力し共生地域環境を整備し、理解と普及につとめ、必要な施策及び基本計画を策定し公示するものとする。

手話通訳は異なる言語の価値観を相互理解に導く高度の専門性を要するため、活動環境の改善と地位向上を目指し、育成と確保に努めなければならない。

（聴覚障害者の責務）

第五条

聴覚障害者は障害の克服に努め、手話言語の使用を権利として持てる手話言語能力を活用し、あらゆる分野において自立し 社会参加するため手話言語の普及活動及び指導に努めるものとする。

(市民の責務)

第六条

全ての市民は手話言語の理解により聴覚障害者が自立し安全かつ安心に日常生活及び社会生活を営なめる共生地域社会の友好的コミュニケーションの実現につとめ、市が策定した施策及び基本計画に協力しなければならない。

事業者は聴覚障害者を理解し働き易い手話言語環境とサービスの提供に努めなければならない。

(手話言語の基本計画)

第七条

地域における手話言語の普及実態を把握し調査分析を行い総合的な施策策定により促進活動を実現するため障害者基本法 1 1 条 3 の手話言語の基本計画を策定し、これを公表しなければならない

なお計画策定に当たっては障害者基本法 3 6 条 4 に準じ合議を行う。

(施策の策定及び推進)

第八条

施策は実態に応じ総合的、計画的に策定され実施されるよう努めなければならない。

- ① 手話言語条例の促進を図るため地域社会に周知徹底し 理解と普及に努める。
- ② 社会参加、経済参加、文化参加のため電子情報機器を活用し情報のバリアフリー化を図る。
- ③ 防災、防犯において地域社会が安全かつ安心して生活できるため手話環境を整える。
- ④ 医療、介護において聴覚障害者が言語支援を必要とする場合は関係機関と連携し円滑な手話コミュニケーションの実施ができる環境づくりに努める。
- ⑤ 教育施設者は聴覚障害者の児童又は学生が手話で学ぶことができるよう教職員と共に努め、教職員の手話技術を習得する機会を設け手話の基本的理念が浸透するよう対策を講じるよう努めなければならない。
- ⑥ 手話言語を通じてあらゆる交通の危険を予防し、交通安全を心掛ける。
- ⑦ 事業者は聴覚障害者がその有する能力を有効に発揮できるよう手話言語によるコミュニケーションを通じて職業生活の安定と経済的社会的地位の向上を図るよう努めなければならない。
- ⑧ 日常生活及び社会生活において安全且つ安心して消費生活が営めるよう適切な手話言語情報とコミュニケーションを講じるよう努めなければならない。

- ⑨ 刑事事件、少年保護事件、民事事件、家事事件、行政事件等の当事者または関係人に聴覚障害者がなった場合、その権利を行使するため手話言語による円滑な意思疎通の手段を確保する対策を講じなければならない。
- ⑩ 選挙において聴覚障害者が法律または条令による選挙、国民審査、において投票する時は投票所の施設に手話環境を整える等必要な対策を講じる。
- ⑪ 手話言語の推進に当たり障壁となる社会的物、制度、慣行、観念の一切の除去を故意に行わない者には理解してもらえるよう指導に努める。
- ⑫ 手話言語による意思疎通、情報提供の機会拡大のため市民の手話選択の自由と手話使用環境の充実を図る。
- ⑬ その他必要な事項が生じた場合は適切かつ俊足に対応する。
上記対策を策定し推進するため障害者基本法第36条4の規定を準用し 施策
内容を公表するものとする。

(財政処置)

第九条

市は手話言語条例の定める事項に付き必要な財政上の処置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第十条

この条例に規定するもののほか施行に関する必要事項は市長令に委任する

附則

施行期限

この条例は 平成29年4月1日より施行する